

社会福祉法人かがやき福祉会

役員及び評議員の報酬等に関する規程

社会福祉法人かがやき福祉会役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

- 第 1 条 この規程は、社会福祉法人かがやき福祉会（以下「法人」という。）定款第 9 条及び第 2 4 条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬について必要な事項を定めるものとする。

(評議員の報酬)

- 第 2 条 評議員が評議会出席のほか、法人業務にあたった場合報酬を支払う。
但し、報酬には上限を設ける。賞与及び退職金は支給しない。
- 2 具体的な支給については、役員等報酬別表によるものとする。

(理事報酬)

- 第 3 条 理事が、理事会出席のほか、法人業務及び施設運営のために、業務にあたった場合、報酬を支払う。但し、報酬には上限を設ける。
- 2 非常勤理事には業務に応じた報酬を支給することとし、その地位にあることのみによって報酬は支給しない。賞与及び退職金は支給しない。
- 3 常勤職員である理事の報酬は、常勤職員の給与を支給する。
- 4 具体的な支給については、役員等報酬別表によるものとする。

(監事報酬)

- 第 4 条 監事が理事会出席のほか、法人業務、又は監事の業務にあたった場合、報酬を支払う。但し、報酬には上限を設ける。賞与及び退職金は支給しない。
- 2 具体的な支給については、役員等報酬別表によるものとする。

(計算期間と支払日及び支払い方法)

- 第 5 条 報酬の計算期間は当月 1 日から月末迄とし、当月分を翌月 2 5 日に支払う。
2 5 日が金融機関の休業の場合は 2 5 日以前の最も近い平日とする。
報酬は役員等の銀行等の預金口座に振込の方法で全額支払う。報酬の計算方法は役員報酬別表によるものとする。

(公表)

- 第 6 条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第 5 9 条の 2 第 1 項第 2 号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

- 第 7 条 この規程の改廃は、評議員の承認を受けて行う。

附則 この規程は、平成 3 0 年 1 2 月 2 6 日より施行する。

役員等報酬別表

評議員報酬

- ・評議員報酬は、評議員会、理事長から要請された会議等を支給とする。
- ・評議会 1 回平均 2 時間につき 3, 0 0 0 円とする。月額報酬の限度額を月 18,000 円とする。

	報酬額 (円)	
評議員	3,000	評議員会出席につき支給する。 その他会議があった場合は報酬を支給する。

非常勤理事報酬 (固定業務あり)

- ・月額報酬限度額を月 240,000 円とする。
- ・業務時間を満たさない場合は、報酬を減額される。
- ・通勤手当は職員給与規程に準じて支給する。

	報酬額 (円)	役員報酬内訳
理事長 (勤務日数固定)	240,000	法人の管理運営及び理事会等に勤務した時の報酬。 1 日 3 時間勤務で週 3 回、月 12 日の勤務をする。 (但し、理事会、理事会関連の業務時間を含む)

非常勤理事報酬 (固定業務なし)

- ・非常勤の理事の報酬は、理事会、理事会各種委員会を支給の対象とする。
- ・理事会 1 回平均 2 時間につき 3,000 円とする。月額報酬の限度額を月 18,000 円とする。

	報酬額 (円)	役員報酬内訳
理事	3,000	理事会出席につき報酬を支給する。 各種理事会委員会があった場合は報酬を支給する。

非常勤監事報酬 (固定業務なし)

- ・非常勤の監事報酬は、理事会、理事会各種委員会を支給の対象とする。
- ・理事会 1 回平均 2 時間につき 3,000 円とする。月額報酬の限度額を月 18,000 円とする。

	報酬額 (円)	役員報酬内訳
監事	3,000	理事会出席につき報酬を支給する。 各種理事会委員会があった場合は報酬を支給する。

支給基準設定根拠

福島県 勤務統計調査地方調査結果速報（平成30年4月分）
福島県企画調整部統計課 平成30年6月25日資料

賃金「一人平均」本県きまって支給する給与246,108円をもとに設定する。

- ・非常勤理事報酬（固定業務あり）
理事長 月額240,000円とする。

- ・評議員、非常勤理事、監事

246,108円÷21日÷8時間=1,464円を参考に
時給1500円とし、会議にようする時間を2時間と設定。
1,500円×2時間=3,000円とする。